

第1回奈良地方労働審議会 最低工賃専門部会 議事録

開催日時 令和6年2月16日（金）午前10時00分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	井川静恵、*高津融男、深水麻里
家内労働者代表委員	伊垣昭彦、田中あさ子、本村秀史
委託者代表委員	朝廣佳子、横山忠則、吉谷浩一
事務局	高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋室長補佐、 三浦労働基準監督官、北岡賃金調査員 *はオンライン参加

2 審議事項

- (1) 部会長及び同代理の選出について及び靴下製造業最低工賃の諮問
- (2) 部会の運営について
- (3) 意見聴取結果について
- (4) 最低工賃について（改正審議）
- (5) その他

3 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

それでは、ただ今から第1回奈良地方労働審議会 最低工賃専門部会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、地方労働審議会令第8条第1項では、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上または労働者関係委員及びその臨時委員、使用者関係委員及びその臨時委員、そして公益関係委員及びその臨時委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と定められております。

本日は、全ての委員に出席いただいております、地方労働審議会令の規定による定足数は満たされておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、議事録作成の関係上、皆様ご発言の際はお手元のマイクを使っていただきますようお願いいたします。

【箸方室長】

本日は、最低工賃専門部会としては第1回目となりますので、このあと部会長及び部会長代理をご選出いただくまでの間、議事の進行につきましては、事務局で担当させていただきます。

なお、本日の部会につきまして傍聴希望者はおられなかったことをご報告いたします。

【箸方室長】

それでは、

議題（1）「部会長及び同代理の選出について」

に入らせていただきます。

最低工賃専門部会の家内労働部会の部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項に定めるところによりまして「当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから、当該部会に属する委員および臨時委員が選挙する。」また、部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第7項に定めるところにより、「当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長が指名する」こととなっております。そこで、事務局といたしましては、公益代表委員によります互選の結果を家内労働者代表委員、委託者代表委員の皆様にご承認いただく形をとらせていただきたいと思いますと考えておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

ご異議なしということでございますので、本部会に先立ちまして公益代表委員の皆様で、部会長候補の互選と、同候補者が皆様のご承認をいただけました場合に指名す

る部会長代理候補につきまして、事務局よりご報告いたします。

部会長候補は井川委員に、部会長代理候補は井川委員のご指名によりまして深水委員となりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

「ご異議なし」ということをございますので、部会長は井川委員、部会長代理は深水委員にお願いすることといたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井川部会長、お願いいたします。

【井川部会長】

家内労働部会に引き続きまして、最低工賃専門部会の部会長を務めることとなりました井川でございます。

本日は、最低工賃の金額設定につきまして審議することとなります。限られた時間にはなりますが、充実した議論ができますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、奈良地方労働審議会運営規程第6条により、本日の議事録の署名人を指名いたします。

家内労働者側は、伊垣（いがき）委員、
よろしく願いいたします。

委託者側は、朝廣（あさひろ）委員、
よろしく願いいたします。

では、本日の

議題（1）靴下製造業最低工賃の諮問
について、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、お手元に配布しております審議資料の1ページをご覧ください。

これは、1月26日に開催しました奈良地方労働審議会家内労働部会におきまして、奈良県靴下製造業最低工賃について改正決定の必要性があるとの結論をいただきましたので、これを受けまして同日付で奈良労働局長から奈良地方労働審議会会長に諮問を行いました。その写しでございます。

なお、家内労働法第21条第1項の規定によりまして、「審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とされております。この専門部会の設置につきましては、昨年11月17日に開催されました奈良地方労働審議会本審におきまして、家内労働に係る審議は部会に一任する旨ご了承いただいておりますので、労働局長から地方労働審議会会長へ改正諮問を行うことによりまして、本日この最低工賃専門部会を設置したということでございます。

【井川部会長】

ありがとうございます。

では、続きまして、

議題（２）「部会の運営について」

の審議に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、審議資料の２ページをご覧ください。

先ほどもご説明したとおり、１月２６日に開催しました家内労働部会におきまして、最低工賃改正決定の必要性ありとの結論をいただきましたので、同日付で奈良労働局長から諮問を行いました。これに併せまして、同日、最低工賃の改正決定に係る意見聴取に関する公示を行いました。特に意見の申出はございませんでした。

今後の流れですが、本日審議の結果答申をいただける場合は、部会終了後速やかに答申の内容及び異議申出に係る手続きにつきまして、労働局の掲示板に公示いたします。

答申内容に対する異議申出期間は、公示の翌日から１５日以内となっておりますので、３月４日が異議申出の締切日となります。

異議申出がなされた場合は、家内労働法第９条第３項の規定によりまして、労働局長は審議会に意見を求めなければならないとされておりますので、３月１４日に予定されております地方労働審議会の本審でご審議いただくことを考えております。

異議申出がない場合は、速やかに官報公示手続きを行いまして、官報公示後３０日経過しました段階で、改正された最低工賃の法定発効となります。

また、本日の部会報告につきましては、先般開催されました家内労働部会の報告と共に、３月１４日開催予定の地方労働審議会本審で報告することとしております。

続きまして審議資料の３ページ、４ページ、最低工賃専門部会運営規程及び傍聴規程の新規策定についてご説明します。

最低工賃専門部会運営規程及び傍聴規程につきましては、これまで策定されておりました。これは、前回最低工賃の改正が行われました平成１０年の時点では、地方労働審議会がまだ設置されておらず、家内労働部会及び最低工賃専門部会は地方最低賃金審議会のもとに設置されておりましたところ、平成１２年の地方事務官制度の廃止に伴う都道府県労働局の設置及び地方労働審議会の設置に併せて、家内労働部会及び最低工賃専門部会も、地方最低賃金審議会から地方労働審議会へ移設された経緯がございます。その後、家内労働部会は３年に１回定期的に開催され、運営規程も早期に策定されておりましたが、最低工賃専門部会は開催されることがなかったため、これまで策定される機会がなかったものです。

このたび、最低工賃専門部会が地方労働審議会に移設されて初めて開催されること

となりましたことから、家内労働部会に倣いまして運営規程及び傍聴規程を策定することを提案する次第です。なお、運営規程案及び傍聴規程案の内容は、家内労働部会運営規程及び傍聴規程に準じた内容としております。

以上、よろしくお願ひいたします。

【井川部会長】

ありがとうございました。

ただ今事務局から、最低工賃専門部会運営規程及び傍聴規程の策定についてご説明いただきましたが、これについては特段問題ないものと考えますので、事務局提案のとおり策定したいと考えますが、皆様ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【井川部会長】

それでは、特にご意見ご質問等ないようですので、最低工賃専門部会運営規程及び傍聴規程については、事務局提案のとおり、本日付で策定することといたします。

では、続きまして、

議題（3）「意見聴取結果について」

の審議に入ります。

これについて、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、(3) 意見聴取結果についてご説明いたします。資料中の関係者からの意見聴取結果について（奈良県靴下製造等最低工賃）をご覧ください。

まず項目1として、意見聴取対象者を記載しております。委託者につきましては、家内労働実態調査において最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託していると回答いただいた委託者の中から、今回聴き取り調査に応じていただいた3社を対象に実施しました。

家内労働者につきましては、同じく家内労働実態調査において最低工賃が設定されている業務を受託していると回答いただいた家内労働者の中から、今回聴き取り調査に応じていただいた3名の方を対象に実施しました。

項目2からは、委託者からの意見聴取結果になります。ここから4ページまで、委託者から各項目について聴取した結果を整理して記載しております。3ページの項目2の12「現状の最低工賃設定業務に係る意見」の項目ですが、A社及びB社は1割ないし2割程度の引き上げでは内製化等を検討することはない、A社は5割程度の引き上げなら何らかの対策を検討することになるとしてあります。一方、C社は引き上げの余地がないとしてあります。

また、次の項目2の13ですが、A社は「現在の最低工賃額はもう少し高めでも良

いかと考える」としているのに対し、C社は「価格転嫁できる状況になく、ほぼ全社赤字を抱えながら続けているのが現状。工賃1割引き上げなどもってのほかであり、わずかな引き上げも受け入れる余地はない」としています。なお、参考ですが、2ページ戻っていただいて項目2の5「委託業務の設定工賃額」では、C社はリンキングミシンを180円から230円、ロッソミシン（委託者持ち）を36円で委託に出しており、C社の回答は最低工賃額ではなく自社が委託に出している額を現在以上に引き上げる余地はないと言っているものと考えられます。

次にまた先ほどの5ページの項目3から家内労働者からの意見聴取結果になります。aさんbさんcさん3名の方に聴取に応じていただきました。年齢は個人が特定されないようぼかしますが、70代前半から80代前半となります。項目3の3は1日及び1か月当たりの作業時間で、3名とも大体1か月当たり20日から22日程度作業しているとのことです。また、項目3の4は時間当たり作業量と1か月当たり工賃収入金額です。3名とも家内労働を主たる収入源としているものではなく、年金収入の上に家内労働の収入が追加される形になります。

また次の項目3の5「内職に係る経費」ですが、①材料の提供場所と納品場所はa b c 3名とも委託業者による配達及び集荷となっており、③電気代値上げの影響についてもa b c 3名とも気にしていない又は節約しているため変化なし（日常生活用と作業用を区別しているわけではない）とのことでした。また項目3の8「現在の最低工賃設定業務・最低工賃額に対する意見」ですが、aさんは「特になし、自身の工賃が少しでも上がればうれしいと考えている」、bさんは「特になし、簡単な業務であるため金額にはこだわっていない」、cさんは「特になし、現状に満足している」とのことです。

以上、委託者及び家内労働者からの意見聴取結果について説明させていただきました。

【井川部会長】

ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、引き続き、

議題（4）「最低工賃について（改正審議）」

の審議に入ります。

これについて事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それではまず、追加資料についてご説明します。

1つ目は、1月26日の家内労働部会でお配りしました消費者物価指数のグラフにつきまして、令和5年11月時点のグラフをお配りしておりましたが、その後令和5年12月の数字が総務省ホームページで公開されましたので、それに合わせて令和5年の数値を修正したものになります。令和5年11月の数値は108.1であったものが、令和5年12月は108.0となりました。

続きまして資料2つ目、最低工賃改正の考え方の一例として、最低賃金の上昇率を最低工賃に乗じた場合と、消費者物価指数の上昇率を最低工賃に乗じた場合の額をお示しした資料です。

最低賃金につきましては、前回改正時の平成10年12月24日時点の奈良県最低賃金が632円、現在の奈良県最低賃金は936円ですので、単純に割り算しまして約1.48倍となっておりますので、それを現行の最低工賃に乗じて算出しております。

一方、消費者物価指数につきましては平成10年の消費者物価指数が97.6、令和5年12月の消費者物価指数が108.0でございますので、こちらも単純に割り算して約10.7%上昇しておりますので、それを現行の最低工賃に乗じて算出しております。

なお、裏面には、1月26日の家内労働部会でお配りしました資料のうちの令和6年1月奈良県靴下製造業家内労働実態調査報告書から、報告された中での最も安い工賃について、規格別に記載したものになります。これを見ますと、リンキングミシンのうち針目数220本以上の工賃が最低工賃より1円上回っており、また抜きのうち機械によるものが最低工賃と同額となっておりますが、それ以外の工賃については、最低工賃よりも比較的高い工賃で委託されていることがわかります。

資料の説明は以上でございます。

最後に、この後の審議の進め方についてご説明いたします。

まず、家内労働者側委員、委託者側委員の双方から、概括的な意見、考え方を話しいただきます。

その後、具体的な金額、改正幅について、率直な意見交換を行っていただくために、公益委員と労働者委員、公益委員と委託者委員の二者協議の形を取らせていただき、公益委員と労働者委員が協議している間は、委託者委員は3階の控室で待機をお願いします。同じく、公益委員と委託者委員が協議している間は、労働者委員は3階の控室で待機をお願いします。このやり方は、最低賃金審議会での審議と同じ方法でございます。

控室は、この後事務局がご案内します。また、二者協議はこの会場を使用しますので、控室へはお荷物を持って移動をお願いします。

以上でございます。

【井川部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問がないことを確認)

【井川部会長】

ありがとうございました。

それでは、金額審議に入りたいと思います。

まず、最低工賃改正に対する基本的なご意見ということで、家内労働者側、委託者側の順でご発言をお願いしたいと思います。具体的な金額についてのご意見は、その後伺いしたいと思います。

では、まず家内労働者側委員、お願いいたします。

どなたか代表されてもよろしいですし、お一人ずつご発言でもよろしいのですけれども。

【本村委員】

本村です。よろしくをお願いいたします。

具体的ではなくてイメージというか、意見としてですけども、事務局から説明がありましたように、聞きながらですけども、額っていえば、当然、高額に越したことはないのかなと思うのですけども、例えば最低賃金の上昇率で計算した場合でも、当然この委託者側の持ち出し額は非常に大きく、負担になるだろうということは想定できますし、ヒアリングの中身でいうと、C社はダメだということですけども、A社B社については、委託先は替えないよというお話がでていたところですし、家内労働者としても今の現状に満足しているということですので、労働者の意見をみると上げなくてもいいのかなという話になるかと思うのですが、若い世代の方もいらっしゃるし、セーフティーネットということもありますので、最低の金額を上げないといけないのだろうというふうには思っています。先ほどの意見の中で、先ほど質問すればよかったのですけども、例えば、70歳の高齢になったときに金額を下げるとか、若い世代だけ上げるとか、技術的には不可能なのかなと思いますし、こういったことがもし可能になるようなことがあるというのであれば、そういった事例を含めて教えていただければよいのかな、というふうに思いました。

以上です。

【高木部長】

先ほど本村委員がおっしゃっていただいた件は年齢別に最低工賃が設定できるかということかと思うのですけれども、他の労働局の最低工賃の例をみましても、年齢別で最低工賃を設定しているという例はございませんので、おそらくそういった年齢で最低工賃の金額を決めるようなことはなく、奈良の最低工賃だけをそういったかなり特殊なやり方をとるということはかなり難しいのではないかなというのが感想でございます。以上です。

【井川部会長】

家内労働委員の田中委員をお願いします。

【田中委員】

ヒアリングされた方がけっこう高齢ということもございますし、また、前回お話を聞かせていただいたときに、家内労働者が必要であるということもお聞きしておりますので、また、新しい方に担っていただくためには、やはり最低工賃を上げる必要があるのではないかなということは思うのですけれども、皆さんヒアリングでは満足されていますけれど、他で皆さんが若い方たちがやっていけるのかなという、最低工賃にしてあげなければ、担い手がいないのではないかなと思っております。

それで、3年前にも委員会に出席させていただいたものとしましては、提案なのですけども、3年前は上げなくてもいいと、この期限でいいというふうに承認をしたわけですから、その最低賃金で平成10年からの上げ幅で計算していらっしゃいますけれども、できれば4年前と昨年と1年前の3年間の上げ幅で計算してもらってもいいのではないかなと単純に思ったのですけれど、3年目の時点ではこの金額でオーケーですよという話をさせていただいた立場からすれば、遡って工賃を上げるというのはちょっとどうかな、というふうにも思いました。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございます。

伊垣委員いかがでしょうか。

【伊垣委員】

私からは特にはないです。

【井川部会長】

ありがとうございました。

では続いて委託者側委員お願いいたします。

【吉谷委員】

はい、そうしたらすみません、吉谷です。

調査の方、意見聴取に行かれたということで、拝見しまして、本当に我々靴下の事業というのは、家内労働者の方に支えていただいているのだなと改めて思いました。

まあ実際のところ、本当に環境が非常によくないといったところで、我々事業者もギリギリのところをやっているというところです。その中で、業者さんによっても、やっぱりそういうことかなというふうに思います。

現にいただいている家内労働者の方のところも、やはりその数量、金額から、とにかく仕事があればというように言っていただけにいるということは非常にありがたいと思います。

特に、我々のようなところが一番大事なのはもちろんその最低賃金も大事なのですが、いかに仕事を1年間ずっと続けて平準化して出していけるのか、というところがやはり一番、非常に難しいという状況に陥っています。私の工場の中でも、やはり生産の山谷がありまして、それをいかに平準化するか、ということをしていきますけれども、中々やっぱりこんな状況で、ほとんど90%以上が海外になりますので、10%の中をこうしてその10%を平準化というのは非常に難しいです。おそらく内職さんの中でもそういうことは感じておられて、仕事しておられると思います。実際に私のところも2月、3月というのが一番オーダーがへこむところでありまして、社員の仕事、社員の支払いの方はやりくりしながら、他の部門、工程をまわしながらいかにして内職さんに、社員の仕事を取ってでも内職さんに出して内職さんの月の賃金（工賃）を減らさないかというようなことでやりくりを実践しています。多くの事業所はやはりそういうふうに内職屋さんや外注屋さんの賃金（工賃）を月払いで、本当になくならないように、無理やりでもまず外に出して、そうしないと外注屋さん内職屋さんが辞めてしまうと、それをつないでいくためにも、自分たちの仕事量を減らしてでも外に出すというような仕事のやり方しております。そういう意味で、なかなか厳しい状況ではありますけれども、どこまでが許容なのかというところで、ご意見を伺いたいと思っています。

以上です。

【井川部会長】

ありがとうございます。

朝廣委員どうぞ。

【朝廣委員】

はい。本当は時間給というのがやはり、これは、生産数というか、そういうのでこれから賃金を決めていく能力給といいますか、というのがいいのだろうと思うのですが、若くてもぜんぜんこれからやっていくという方もいらっしゃいますし、年齢重ねていくことで、すごくたくさんできる方もいらっしゃって、最低賃金というのは難しいなと思うのですが、やはり実際に制度を守って、そういう技術を継承していくというお考えの上でされていらっしゃるの、その企業の方々のご納得されるところで、落ち着いたらいいのかなというふうに思っています。

【吉谷委員】

それと値段のところと、年齢の若い方、それから定年になられた方というところがあると思うのですが、企業もやっぱり年齢では決められないですけど、年金をもら

いながらやっていただいている方以外に若い方も仕事したいと言われる方、あとその企業としてもやはり若い手が欲しくて、ちょっとでもやっぱり値段を上げられるようなこういう仕事というところで、値段を企業の中でもちょっと出し方を変えたりはしています。それとやっぱり靴下のところも、やはり社員の嫁さんが子供さんが小さくて働きに行けない、内職やっているけどやっぱり合わないので、我々のところに何かありますかという聞かれ方もしていて、ちょっとやっていただいているのですが、若い方は若い方でいい話のところを探される、自分で探される、やっぱり効率のいい内職を探してやられているという若い方は実際に多いと思います。そこはもう需要と供給のところになってきていると思います。

【井川部会長】

ありがとうございました。

それぞれご意見を踏まえまして、何か補足や追加は他にございますでしょうか。深水委員、高津委員、この段階で何かご質問はございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【井川部会長】

それでは、ひととおりのご意見をお伺いしましたので、これから具体的な金額について、先ほど事務局からお話がありましたとおり、公益委員と家内労働者委員、公益委員と委託者委員という個別折衝の形で進めていきたいと思います。

なお、具体的な金額の話になりますので、率直な意見交換の妨げとならないよう、奈良地方労働審議会運営規程第5条第1項ただし書きに基づき、個別審議については非公開として、議事録にも概要のみで詳細な発言は記録に残さず非公表として進めたいと思います。

まず、家内労働者側からご意見を伺いたいと思いますので、大変お手数ですが、委託者側委員の皆様は控室で待機をお願いいたします。

(個別審議)

(全体会議を再開)

【井川部会長】

大変お待たせいたしました。

特に委託者側委員の皆様方には大変長時間お待たせして、申し訳ございませんでした。

双方のご意見を基に個別の折衝と議論を重ねました結果、本日のところ結論を出すのは難しく、再調査しまして、また別日に再度議論をさせていただければということ

になりました。再調査につきまして、事務局の方から補足の説明をお願いいたします。

【高木部長】

今回、本日の最低工賃部会に向けましてですね、委託者側から3社、それから家内労働者から3名の方に聴き取り調査に応じていただきましたけれども、日程の関係もございまして、3社、3名のための調査とさせていただきまして。あらためましてですね別途日程を調整いたしまして、その他の委託者にも、可能であれば、家内労働者の方にもさらに追加でご意見をお聞きいたしまして、それはあらためてまとめました上で、さらに委員の皆様にもあらためて日程調整をさせていただきまして、合意をさせていただいて再度ご審議をいただければというふうに思っております。大変申し訳ございません。お時間について、できるだけたくさんの委託者さんにご意見を聞いてまいりたいと思いますので、少々、少々といいますか、かなり再調査に時間を賜りたいと思っております。改めての日程調整を新年度、来年度に入ってから改めてご参集いただくことになるかもしれませんが、改めての日程調整につきましては、また別途お伺いさせていただければと思いますので、大変に恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【井川部会長】

ありがとうございました。

それでは、最後の

議題（5）その他

の審議に入ります。

事務局から何かございますか。

【箸方室長】

それでは、最後に労働基準部長から一言ご挨拶を申し上げます。

【高木部長】

本日、大変長時間にわたりまして真摯なご審議をいただきましてありがとうございました。委託者側委員の皆様には大変長いことお待たせいたしまして、申し訳ございませんでした。本日、なかなか結論を出すには至りませんでしたけれども、改めて事務局の方で再調査を実施いたしまして、皆様の方に改めてご報告をお届けした上で、再度ご議論いただければということを考えております。皆様には何度もお願いすることになりまして、大変恐縮でございまして申し訳ありませんが、ぜひ、労使双方に納得していただきまして、合意をいただいた上で、改正が決定できるようにと考えてございますので、どうか引き続きご協力を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【井川部会長】

それでは、これもちまして本日の最低工賃専門部会を終了いたします。
本日は長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。